

A study on the relationship between diversion and social work among older offenders in Australia

Takashi Furukawa

Otemon Gakuin University

Abstract

Australian criminal policy has a number of punishments to offenders such as diversion, volunteer activities and other special programs. No doubt, the current system is highly effective on handicapped offenders. However, the author believes the current criminal policy has some problems when the policy applies to the older offenders.

In Australia, older offenders with more than 60 years of age need some type of social adaptation and they need some help to recover from mental and physical handicaps. Currently Australian social work system provides necessary advice and support to probation officers in local government offices for social adaptation of offenders. Today, this system is a vital part of the education programs related to social work courses.

Keywords : Older offenders (elderly offenders), social treatment, diversion, social adapt, social work

オーストラリアの犯罪者の社会内処遇と ソーシャルワークの関係

古川 隆 司

追手門学院大学

はじめに

更生保護の社会的意義は、犯罪や非行を為して刑事司法手続にあがった者・刑罰を受けた者が社会復帰するところを支援し、善良な市民に戻れるように動機づけることにある。多くの場合、犯罪者に対する刑罰を与えることが強調されている¹⁾が、改善更生を促して社会の安定を回復するところに刑事政策の目的がある。このため更生保護は「刑事政策の仕上げの段階」といわれる。また更生保護は、権力的な強制力を有する指導・管理のもとでなしうるのでなく、社会環境への適切な参加や犯罪を為した者自身の主体的な取り組みを必要とする。そのため、更生保護における対人援助は、本人の主体性に働きかけるソーシャルワークとしてとらえられている。

オーストラリアは旧宗主国である英国の影響により、社会福祉領域におけるソーシャルワークの活動範囲が広い。また、アボリジニなど先住民に対する特別の対応が法制化されていることもあって、日本の更生保護にみられない刑事司法の諸段階における取り組みがなされている。以前、オーストラリアの社会内処遇について概観したが、本論ではその一つである代替罰（diversion, 以下ダイバージョン）を中心に、ソーシャルワークとの関係をレビューする。とくに触法行為を為した高齢者・障害者に注目する。またソーシャルワークの関わりや役割について考察していきたい。

1. 刑事司法におけるダイバージョン

(1) 刑事司法手続と社会内処遇

柴田は社会内処遇に関する著作の基本的考え方として、3つの考え方をまず提起する。第

1) 刑罰の厳罰化を求める動向は *penal populism* といわれ、世界的に同様の傾向がある（日本犯罪社会学会 2008）。しかし犯罪にかかわる研究者・実務者からは逆に、非拘禁的措置や本論で扱う社会内処遇を通じた犯罪者に対する社会的排除を低減させることを重視する意見が強い。背景には、犯罪被害者との関係回復を含む修復的司法（*restorative justice*）の考え方がある。

1に犯罪被害者との改善更生・既に社会復帰した犯罪者との「共生」である。これは地域社会において「共生」することを目指すものである。が同時に社会の安全の確保が要求される。したがって、第2に実証的根拠に基づく犯罪者処遇の実践を目指すことをあげる。それを支えるために第3に、多機関連携と社会資源ネットワークの活用をあげる（染田 2006: i～iii）。

冒頭述べた通り刑事政策は、非行や罪を為した者へ社会的に罰を与えるだけでなく、社会復帰させて善良な市民に戻れるようにしていくことが目的である。これは再犯に陥ることを予防するという社会防衛的な観点だけでなく、犯罪を為した者からみて刑事司法手続を通して社会との接点を回復するということが重要だからである。したがって染田の述べたとおり、社会政策である雇用や社会保障・教育・社会福祉などとともに社会復帰を支援することを中心とした更生保護のほか、刑事処分を行う段階から改善更生を目的とした代替罰（*diversion*, *ダイバージョン*）を用いる等の社会的処遇がある。

いうまでもなく各国の立法により刑事政策は異なるため、対象とする者が異なる場合、連携する機関や組織などは異なってくる。このため、部分的な取り組みのみを強調することは誤解を招く。また社会内処遇は刑罰の軽減化のみであるかのような誤解も少なくない。これらに留意しつつ、ここでは社会内処遇を、刑事司法手続において、罪を為した者と社会の関係を築いていき、社会との接点を回復することに中心を置いた犯罪者処遇という程度に理解しておく。なお、オーストラリアにおける社会内処遇の沿革や概要は以前整理を試みたので、詳細はそちらを参照されたい（古川 2008）。

(2) ダイバージョン

ダイバージョンとは、実証的な犯罪者処遇の一環として 1980 年代から提唱されはじめたものである。この考えは医療における、根拠にもとづく治療（*Evidence based Medicine*, *EBM*）や認知行動療法などの実績と結びついて、各国で実証的根拠にもとづいた実践と研究が積み重ねられていく（*Sherman, et al. 2002*）。これは、警察による日常の警察活動や犯罪予防および刑事施設での施設内処遇、裁判所の刑事裁判手続、社会内処遇など全般にわたって行われている。この中でダイバージョンは、刑事司法手続における犯罪者処遇として、裁判への基礎段階、裁判所における刑事裁判の審理段階で取り組まれている。たとえば、起訴しないで他機関などで対応する場合、不起訴とする場合や言い渡される判決の内容に盛り込まれる場合、また、罪種によって審理する裁判機関や処遇プログラムを別に設けている場合がある（*United Nations Office on Drug and Crime 2005*, 龍谷大学矯正・保護研究センター編 2008）。

また刑事処分を受け刑事施設へ収容された場合も、施設内処遇として特別のプログラムを実施することや仮釈放（*parole*）を活用する場合がある。さらに、更生保護におけるプログ

ラムとして取り組まれる場合もある。

ダイバージョンのバリエーションとして、薬物乱用者や性犯罪者の処遇が代表的である。オーストラリアでは、薬物乱用者の処遇を「治療」を中心として組み立てている。前出の染田は著作で、薬物乱用者を対象とした裁判所であるドラッグコート（drug court）から刑事施設での取り組まれる処遇プログラムを実施するニューサウスウェールズ州の例を紹介している（染田 2006）²⁾。日本でも、改善指導を目的とした刑事施設でのプログラムが策定・実施されている³⁾が、ここではオーストラリアの実践から代表的な取り組みである MERIT プログラムをもとに、ダイバージョンの概要をみておく。

連邦レベルでは成人の保釈段階で行われる MERIT プログラムは、MERIT は、Magistrates Early Referral Into Treatment、すなわち治安判事による処遇の早期導入プログラムである。地方裁判所のレベルで、刑事処分として薬物から離脱することを目的とした治療や本人への面接および生活改善への指導をケースマネジメントによって実施してプログラムを課すというものである。

また、性犯罪者への処遇では社会奉仕命令（community service order）がある。オーストラリアでは各州の司法機関で取り組みがなされており、クイーンズランド州で 1983 年に実施されたレポートは実証的な社会奉仕命令の実践の例といえる（Leivesley 1983）。また、ニューサウスウェールズ州では、1979 年に法制化された。社会奉仕命令は、たとえば対象者のアンガーマネジメントに対して実施され、改善更生を目指すというものである。社会奉仕命令の趣旨は、対象者に対する以下のメッセージがその趣旨を要約している⁴⁾：

- ①あなたは、地域社会での奉仕を通して適応した人になる。
- ②あなたは、地域社会での奉仕の求めによって、すべての環境に適応する。
- ③あなたが生活していくうえで地区において用意された事であり、地域社会での奉仕を果たす事につながる。だから、
- ④地域社会奉仕は、地域で用意された事に適うものである。

2) AIC (Australian Institute of Criminology) のウェブサイトでは各州の取り組みを紹介している。
www.aic.gov.au/criminal_justice_system/courts/specialist/drugcourts.html

3) 法務省矯正局長依命通達（2010）「改善指導の標準プログラムについて」を参照。ここには被害者の視点を取り入れた加害者指導の他、薬物やアルコール中毒による犯罪・性犯罪など罪種によって設けられている標準プログラムがある。なお、実証的見地からいえば、少年刑務所や少年院・少年鑑別所等における教育の実践の蓄積があることを付け加えておく。ニューサウスウェールズ州での実践例は次のウェブサイトを参照。
www.australiancriminallawyers.com.au/web/page/community_service_order

4) 社会奉仕命令については ADLA (Australian Defence Lawyers Alliance) のウェブサイト参照。
www.australiancriminallawyers.com.au/web/page/community_service_order

2. 社会内処遇の特徴

(1) ダイバージョンの過程と更生保護の関わり

刑事司法の過程で実施されるダイバージョンの場合は、保護観察および保健・医療機関の連携によって実施される。みたとおり、ケースマネジメントを通じた対象者へのプログラム実施とその効果測定が行われるが、保護観察官が主にこれを担うことになる。同時に、民間のボランティアや地域社会のソーシャルワークがともに関わる必要がある。

後述のように、ソーシャルワークも司法領域で活動することを教育課程や研修プログラムの中に位置づけている。これら司法と福祉の連携を成り立たせるための人的な基盤が築かれていることを前提に、刑事司法手続におけるダイバージョンが実践できているといえる。論点となっていくのは、被疑者・被告となった者について、どの段階でどのような配慮すべき事項が誰によって判断され、処遇として決定されたプログラムをどのような職種・組織機関が実施しているかが重要となってくる。

(2) 対象者に応じた特別な配慮

先述のアンガーマネジメントは、多くの場合暴行など粗暴犯が対象となる。罪名だけでなくその対象者が発達障害のある場合などにも適用されることになる。その他、罪種で単純に処遇が決定されるのではなく、刑事司法の手続において被疑者・被告となったケースにおいても判断がなされ、代替罰や社会内処遇など可能な限り非拘禁的な措置を求める傾向にあるといつてよい。

たとえば、発達面の障害がある場合は、通常の拘禁的措置を用いることが望ましくない場合、あらかじめ福祉制度など社会サービスが引き受けることになる。この例について水藤が詳しい（水藤 2009 a, 2009 b, 2009 c, 2010）が、ここではダイバージョンにあたる部分のみをとりあげる。ビクトリア州における非行少年のうち発達面などの障害がある者の場合は、刑事司法の対象とするのではなく社会福祉サービスの対象とされる。また少年事件を管轄するのも同州のヒューマンサービス省（Department of Human Services. 以下 DHS）である。この対象となる少年をジャスティスクライアントとして、ケアサービスや必要とされる矯正プログラムなどダイバージョンについて、裁判段階から関与していくという（水藤 2010）。

また周知のようにオーストラリアにおいても、刑法犯となる高齢者が増加し、刑事施設に収容される者も増加している（Grant 1999, Williams 2006, 古川 2008）。その結果、刑事施設において加齢に伴う疾病や要介護状態となる場合も増えており、医療や介護サービスを要するところは、日本と変わらない。

Williams は刑事施設の高齢被収容者は若年者より犯罪の常習性の低さと高齢者の特性を踏

まえて、対象者の調査を踏まえて本来パロールの対象とすべきで、そのためのプログラムの必要性を指摘する。ただ同時に、高齢でも累犯者と初犯の区別、罪種への検討にも言及している (Williams 2006)。無論 Grant が刑事施設の高齢被収容者をまとめた 1997 年時点では 50 歳以上の初犯者が 7 割以上であるとし、罪種の構成も 63% が暴行・傷害、薬物事犯が 15%、窃盗が 14% であった。また Grant は、多くの高齢被収容者が様々な疾患があることや釈放後の社会復帰に課題を抱えていることを指摘し、地方自治体の保健や社会福祉サービスにつないでいくべきだと主張し、更生保護関係者がもっと高齢被収容者の増加への認識を高め、医療や保健・社会福祉と結びつけた更生保護の整備が必要だと述べている (Grant 1999)。

なお補足的に、社会復帰する環境をみておく。オーストラリアでの社会的孤立について意識調査を実施した Floodによれば、地域社会で何らかのソーシャルサポートを受けていると回答した 65 歳以上の人は男性で 12%・女性で 15% 程度、75 歳以上だと男女とも 13% 程度である (Flood 2005)。したがって高齢の刑事施設被収容者が社会復帰するにあたっては、生計を維持する手段としての社会保障制度だけでなく、社会的に孤立しないような対人援助などソーシャルサポートなどを含む、包括的な支援を行う必要が分かる。

以上からみると、触法行為のあった障害のある者や高齢者について、実践としてもダイバージョンが試みられ、また更生保護など社会内処遇の必要性が指摘されている。残念ながら管見の限り高齢者に対するダイバージョンの実践を見つけることが出来なかったため、今後の課題としたい。

3. ソーシャルワークにおける司法福祉

(1) 専門教育

みてきたように、オーストラリアでは刑事司法におけるソーシャルワークの活動がある程度役割を持っている。オーストラリアでは職能団体である AASW (Australian Association of Social Workers) の認定を受けた大学のソーシャルワーカーの教育課程を経て資格を取得する (舟木 2007)。資格としては、学士号を有する Bachelor of Social Work (ソーシャルワーク学士、以下 BSW)、及び大学によっては Bachelor of Social Work (Honors) (以下 BSW (H)) ないし神学や学術など他専攻の学士課程、2 年以上の基礎学習を経た専門教育 (修士相当) の Master of Social Work qualifying (以下、MSW) および近年に MSW の provisionally accredited が新設された。なお MSW は、AASA の ASWEAS (Australian Social Work Education and Accreditation Programs) の認証を経ている課程である⁵⁾。ただし、英国や日本における教

5) 舟木 (2007) が概観した以降、AASW における教育プログラムの標準化が図られ策定されたのが ASWEAS である。

育カリキュラムの改編と同じく、ケアサービス改革等が進められたのか等については、改めて論じることにする。したがって資格と専門教育の大枠としては、職能団体が認定する教育課程を経た BSW と MSW があり、少なくとも BSW 以上の有資格者がソーシャルワーカーとして採用されている。

それぞれの特徴と教育内容をみておく。BSW の主な教育内容としては基本的な心理学や社会学などと社会福祉サービスに関する内容である。MSW は、基本的な学習の上にソーシャルワークの対象別カリキュラムや具体的なアプローチに関する教育プログラムがある。その中に非行少年や少年刑事司法、精神保健に関するアプローチおよびグループやコミュニティへのアプローチなどが設けられている。したがって、MSW 相当のソーシャルワーカーが司法福祉領域で活動しているということになる。

(2) 実務者の教育・研修

AAAS では、資格取得に関する教育機関の認証などにとどまらず、介護・養護者の支援などの事業に加え、ソーシャルワーク実務者に対する研修プログラムや、多職種・他分野との連携に関する基盤整備が行われている。

このうち、ソーシャルワーカーが裁判所で対象者の心情や生活環境に関する報告を行う方法等が提示されている。この中には家族に関する場合、性犯罪に対する場合、万引きに対する場合などの例示がなされているが、おおむね基本的には少年を対象としており、日本の家庭裁判所調査官による調査と共通した位置づけといえる⁶⁾。ただ、実際の支援がどのように実施されているか等は確認していく必要がある。また、成人に対する裁判段階での関与、たとえば生活環境に関する報告などについては、残念ながら確認できていない。今後の課題としたい。

また、前出の社会奉仕命令や更生保護における処遇プログラムに関わるソーシャルワークの実践についても確認できなかった。ただ、社会奉仕命令の一環で福祉施設でのボランティアなどが行われているため、一定程度の理解を踏まえて、受け皿として社会福祉サービスが機能していることが窺える。したがって、ソーシャルワークによる刑事司法関係者とサービス提供者の関係調整が必ず行われていることと考えられる。

小 括

ダイバージョンを中心に社会内処遇の状況を見ると、一般的な懲罰を通した犯罪者の改善更生だけではなく、罪種や年齢および生活機能⁷⁾に応じた刑事司法手続や処遇プログラムな

6) AAAS の以下のウェブサイトを参照。

www.aasw.asn.au/whatwedo/ethics-faqs/ethical-guide-lines#court

どが準備, 対象者のケースマネジメントが行われている。また社会奉仕命令などを受け入れる先を福祉施設が担っていること等から, ダイバージョンの実施にあたり, 必要な部分にソーシャルワークが関与していることが確かめられた。ソーシャルワークが司法領域で連携していく基盤となる資格教育や実務者に対する教育・研修等もある程度の関係が築かれている。

日本では, 2012年度から長崎地検に社会福祉士がソーシャルワークの立場から助言を行う試みが始まっており, 少なくとも触法障害者・触法高齢者に対する非拘禁的措置を目指す動きとして全国へ影響を及ぼしつつある。オーストラリアでの成人に対する実践例が残念ながら確認できなかったものの, 研究者らによる問題提起がみられることから実践がされている可能性もある。これについては今後レビューを継続していくこととしたい。

参考文献・資料

- Australian Association of Social Workers ウェブサイト : www.aasw.asn.au
 AAAS (2004) Preparing A Court Report ウェブサイト : www.aasw.asn.au/whatwedo/ethics-faqs/ethical-guidelines
 Daly, K., Hayes, H. (2001) Restorative Justice and Conferencing in Australia, AIC trends & issue No.186
 Howells, K., Heseltine, K., Sarre, R., Davey, L., Day, A. (2004) Correctional Offender Rehabilitation Programs : The National Picture in Australia, Report for Criminology Research Council, University of South Australia.
 Grant, A. (1999) Elderly Inmates : Issues for Australia, AIC trends & issue No.115
 Kirton, D. (2005) Young people and crime, Hale, C., Hayward, K., Wahidin, A., Wincup, E. eds. CRIMINOLOGY, Oxford University Press, pp.387-390.
 Leivesley, S. (1983) QUEENSLAND PROBATION and PAROLE SERVICE Community service : An Evaluation of the Impact of the Community Service Order Scheme in Queensland URL : www.criminologyresearchcouncil.gov.au/reports/24-82.pdf
 Flood, M. (2005) Mapping Loneliness in Australia, Discussion Paper No.76, The Australia Institute.
 McLaughlin, E., Munsie, J., (2013) The SAGE Dictionary of CRIMINOLOGY 3rd edition, SAGE.
 Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. D., MacKenzie, D. L. (2002) Evidence-Based Crime Prevention, Routledge.
 United Nations Office on Drug and Crime (2005) DRUG TREATMENT COURT WORK! URL : www.unodc.org/pdf/drug_treatment_courts_flyer.pdf#search='drug+court+australia'
 Williams, J. M. (2006) The Aging Inmate Population Southern States Outlook, Southern Legislative Conference.
 染田恵 (2006) 『犯罪者の社会内処遇の探求』成文堂
 日本犯罪社会学会 (2008) 『犯罪社会学研究 No.33』
 舟木紳介 (2007) 「オーストラリアのソーシャルワーク専門教育」(横田恵子編 (2007) 『解放のソーシャルワーク』世界思想社, 71-102 頁)
 古川隆司 (2008) 「オーストラリアにおける犯罪者の社会内処遇と日本への示唆」追手門学院大学オーストラリア研究所, オーストラリア研究紀要第 34 号, 75-86 頁

7) 障害については WHO が 2001 年に採択した ICF (International classification of Impairments, Disabilities and Handicaps, 国際生活機能分類) にもとづいてとらえる。一般的な表記では生活機能を用いる。

- 水藤昌彦 (2009 a) 「オーストラリア ビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇 (1)」全国社会福祉協議会, 月刊福祉 92(6) 92-95 頁
- 水藤昌彦 (2009 b) 「オーストラリア ビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇 (2)」全国社会福祉協議会, 月刊福祉 92(7) 92-95 頁
- 水藤昌彦 (2009 c) 「オーストラリア ビクトリア州における知的障害のある犯罪加害者に対する社会内処遇 (3)」全国社会福祉協議会, 月刊福祉 92(8) 92-98 頁
- 水藤昌彦 (2010) 「オーストラリア・ビクトリア州における知的障害をもつ非行少年 (ジャスティス・クライアント) への処遇」(浜井浩一・村井敏邦編著 (2010) 『発達障害と司法』現代人文社, 216-236 頁)
- 龍谷大学矯正・保護研究センター編 (2008) 「矯正・保護研究センター研究年報 No.5」